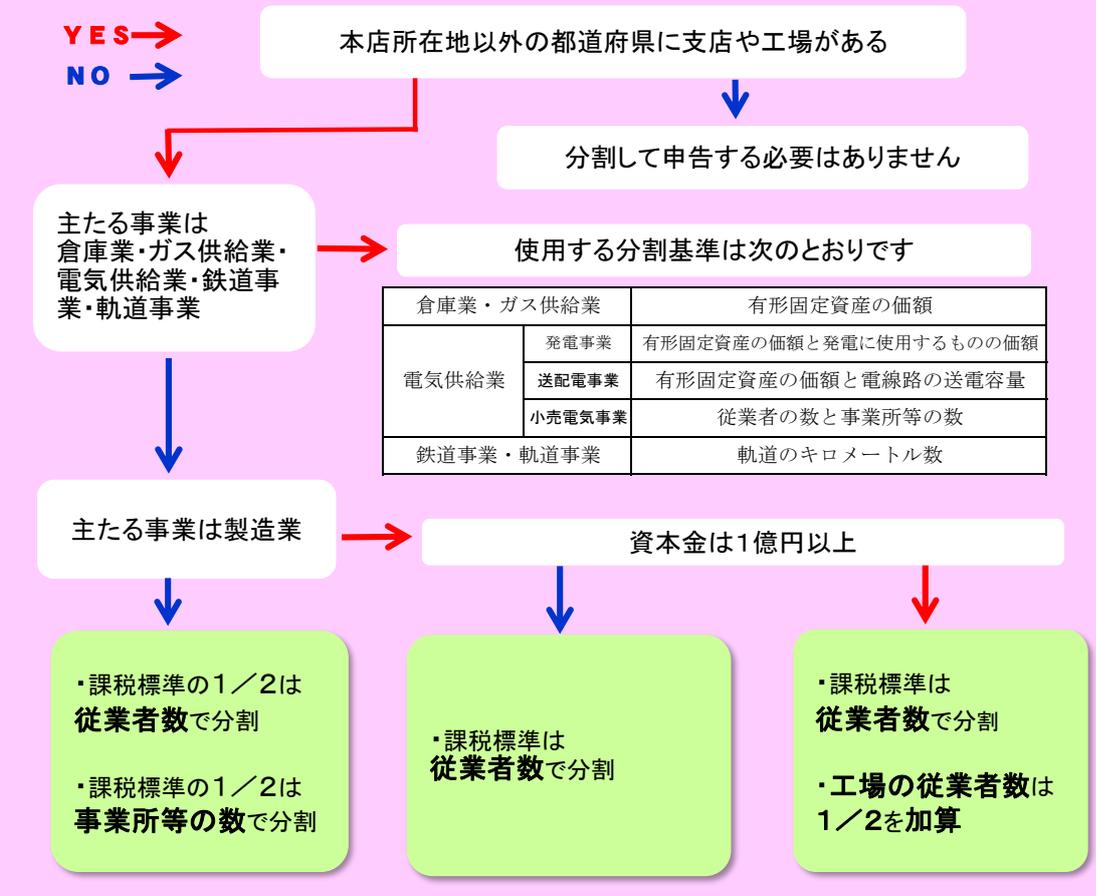




2以上の都道府県に事業所等がある場合には 事業税の分割のしかたにご注意ください

1 分割のしかた 早わかりチャート



2 製造業とは？

日本標準産業分類（総務省）による次の事業をいいます。

大分類	中分類
E 製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業(別掲を除く)、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
R サービス業*	自動車整備業、機械修理業(電気機械器具除く)、電気機械器具修理業

* (他に分類されないもの)

3 事業所等の数とは？

事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数を合計した数値をいいます。

(例) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

A県にa事務所を通年設置しており、B県のb事務所を平成29年1月20日に設置した。

	平成28年												平成29年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月		
A県 a事務所	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	= 12
B県 b事務所													■	■	■		= 3

⇒ A県の事務所数は12、B県の事務所数は3となります。

Q&A

Q1 製造業と非製造業をあわせて行う場合の取扱いはどうになりますか？

A1 製造業と非製造業をあわせて行う場合については、このうち主たる事業について定められた分割基準を適用します。主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額のもっとも大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。

Q2 同一市町村内の別の場所に支店と営業所があります。この場合、市町村の範囲をもって一の事業所として扱うのでしょうか？

A2 それぞれ一の事業所として扱います。したがって、この場合は2つの事務所になります。

Q3 分割基準の誤りにより、既に申告・納付した分割課税標準額及び税額が変更となった場合には、関係都道府県に対し、どのような手続きがとれますか？

A3 ・申告・納付した分割課税標準額及び税額が過大となった場合には、「更正の請求書」により更正の請求をすることができます。この場合、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し、「分割基準の修正に関する届出書」により届出を行う必要があります。その届出があったことを証する文書を「更正の請求書」に添付して、過大となった都道府県へ更正の請求の手続きを行います。
 ・申告・納付した分割課税標準額及び税額に不足がある場合には、過小となった都道府県へ速やかに修正申告書を提出するとともに、その不足税額及び延滞金を納付する必要があります。

参考 従業者数と事務所数の算定事例

(例)事業年度 ×1年4月1日～×2年3月31日

A県…a事務所は通年設置、b事務所は×2年1月20日に設置し、C事務所は×1年6月25日に事務所廃止。

B県…d事務所は通年設置で、従業員の数が事業年度中に著しく変動した場合(各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合)

		月		6/25										1/20			計
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A 県	a 事務所	所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		事業所数	各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数											4	4	4	1
		事業所数	各月末日の数値											1	1	1	3
	b 事務所	所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数	2	2												1
		事業所数	各月末日の数値	1	1												2
		所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数														1
		事業所数	各月末日の数値														1
計	従業者数															8	
	事業所数															17	
B 県	d 事務所	所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	3	3	4	
		事業所数	各月末日の数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		所在期間		←													→
		従業者数	各月末日の人数														12
		事業所数	各月末日の数値														12
合計	従業者数															12	
	事業所数															29	

(従業者数の計算) b事務所 $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$
 c事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$
 d事務所 $(2+2+2+2+2+5+5+5+5+3+3) \div 12 = 3.416 \rightarrow 4$

■メモ用としてお使いください。

		月														計	
県	□事務所	所在期間															→
		従業者数	各月末日の人数														
		事業所数	各月末日の数値														
		所在期間															→
		従業者数	各月末日の人数														
		事業所数	各月末日の数値														
	計	所在期間															→
		従業者数	各月末日の人数														
		事業所数	各月末日の数値														
		所在期間															→
		従業者数	各月末日の人数														
		事業所数	各月末日の数値														
合計	従業者数																
	事業所数																

<お問い合わせ先> 東部県民センター 法人課税課 電話0852-32-5621
 西部県民センター 法人・軽油課税課 電話0855-29-5519
 税務課 課税グループ 電話0852-22-5892